

廃棄物不法投棄防止強化月間

県では、毎年9月を「廃棄物不法投棄防止強化月間」と定め、不法投棄防止の普及・啓発のための広報活動に力を入れています。

私たちの日常生活や事業活動からは毎日大量の廃棄物が排出されています。その一部が人目につきにくい山や河川に捨てられるケースが多く見られます。道路や空き地などでは空き缶や空き瓶のポイ捨てが後を絶ちません。こうした行為は、郷土の自然や快適な生活環境を損なうおそれがあります。

市では、不法投棄の未然防止に向けた呼び掛けや、巡回パトロールなどによる早期発見に努めています。

美しいふるさとを次の世代に引き継ぐため、一人ひとりがごみの減量に取り組みましょう。自らが排出したごみに責任を持ち、適切に処理するよう心掛け、不法投棄をなくしましょう。

問／生活環境課（☎ 23-0584）



9月、10月は行政相談月間

行政相談は、役所の仕事や手続きなどに関して、住民の皆さんが抱える困りごとや疑問と一緒に考え、解決に向けて支援する仕組みです。

総務省では、9月と10月を「行政相談月間」と定め、全国でさまざまな活動を展開しています。

東北管区行政評価局では、次のとおり「行政困りごと特設相談所」を開設します。詳しくは、お問い合わせください。

日時／9月30日(水)

①講演会 10時～11時30分（先着40人）

②相談会 12時～15時

場所／仙台市中小企業活性化センター（AER6階）

内容／

①終活に関する講演会

②住民からの困りごとへの相談対応

※①②ともに予約が必要です。

予約方法／9月14日(月) 10時から電話で予約

予約・問／東北管区行政評価局

（☎ 022-262-7839）

9月20日～26日は動物愛護週間

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」）では、広く動物の愛護と適正な飼養に関しての理解と関心を深めるため、動物愛護週間を定めています。この機会に、身近な動物たちとの関わりを改めて考えてみましょう。

■犬・猫の飼い方

飼い主はペットが健康で快適に暮らせるようにするとともに、近隣住民や地域社会に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

犬について

- ☐必ず登録し、鑑札を首輪に装着する
- ☐狂犬病予防注射を毎年受ける
- ☐放し飼いをしない（犬の放し飼いは県の条例により禁止されています）
- ☐散歩の前に排泄を済ます習慣を付ける
- ☐ふんの回収用具や尿の洗浄水を携帯し適切に処理をする

猫について

- ☐猫は屋内で飼育する
- ☐野良猫への餌やりはしない

繁殖制限について

- ☐適正な飼養が困難になる場合は、避妊・去勢手術を行う

■ペットは最後まで飼いましょう

飼い主はペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが、動物愛護管理法で明確にされています。

ペットを飼うことは、その動物の命を預かることです。虐待をしたり遺棄したりすることは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

ペットを飼う前に、命を終えるまで責任をもって飼えるのかを考えましょう。飼い主の都合でやむを得ず飼えなくなった場合は、自分で新たな飼い主を探し、譲渡先を見つけましょう。

問／生活環境課（☎ 23-0584）



有料広告を掲載しています

有料広告に関するお問い合わせ先／(株)ジチタイアド（☎ 092-716-1401）